

栄養成分表示について

2015年4月1日に食品表示法が施行されました。これまで食品衛生法、JAS法、健康増進法の3つの法律によって定められていた食品表示に関するルールが一元化され、これに伴い栄養成分表示の義務化やアレルギー表示の方法等が変更されます。変更点等の詳細については消費者庁ホームページ(※<http://www.caa.go.jp/foods/>)にて公開されている各資料をご確認いただくこととして、この記事では栄養成分表示について解説します。

■応用技術課 植村 亮太

1. 栄養成分表示の義務化の背景(※)

2013年度の概算医療費は39兆3千億円となり11年連続の増加で過去最高を更新しています。介護費を含む保険医療費は国内総生産(GDP)の1割を超え先進国の平均を上回りました。このため、国民の生活の質(QOL)の向上および膨らんでいる医療費の縮小のために国民の健康長寿に向けた取り組みがますます必要となってきています。

一方、幸いなことに我が国の消費者の健康意識は高まっており、食事の栄養バランスを意識している人は約8割を占め、男性の約6割、女性の約7割が食習慣の改善に栄養成分表示が必要だと考えています。また、厚生労働省の21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)では栄養・食生活について基本方針と現状・目標値が示されています。国民の健康意識を推進力として目標値を達成することで健康に長生きできる国民が増え、医療費縮小にもつながることが考えられますが、そのためには消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保すること、すなわち、各食品にわかりやすく栄養成分表示がされていることが必要な条件となります(図1)。

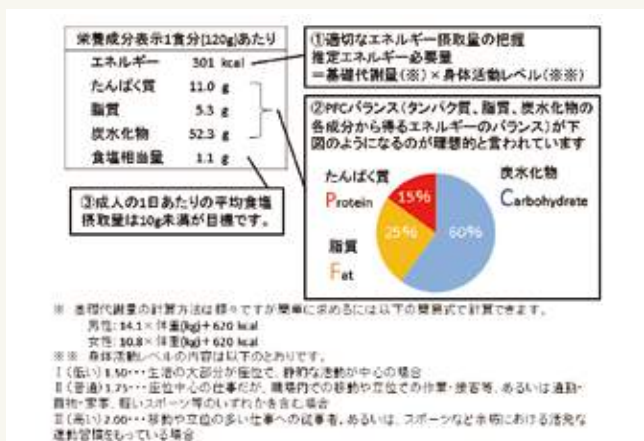


図1 栄養成分表示と活用例

諸外国に目を向けてみますと、深刻な慢性疾患問題を抱える米国では1994年に栄養表示が義務化され、その後、ブラジル、オーストラリア、カナダなどの各国が続いています。また、アジアでも台湾、韓国、中国、インドなどの国や地域で栄養成分表示が義務化されています。さらにEU諸国でも2016年に義務化される予定です。

お問い合わせ先

京都府中小企業技術センター 応用技術課 食品・バイオ担当 TEL:075-315-8634 FAX:075-315-9497 E-mail:ouyou@mtc.pref.kyoto.lg.jp

左述の背景を踏まえて、栄養成分表示は必要であるという判断がなされ義務化されることとなりました。

2. 栄養成分の表示値について

栄養成分の表示値を決定する方法は大きく分けると2つあります。1つは実際に分析を行って得られた数値を記載する方法であり、もう1つは公的なデータベース等を用いて計算する等、合理的な推定により得られた数値を記載する方法です。

分析機関に分析を委託した場合、表示の対象となる栄養成分のうち表示義務のある成分の分析で約1~2万円、推奨成分も含むとさらに数万円の分析費用が必要となります。

食品表示法には「小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮して講ぜられなければならない。」という記載があり、分析費用を捻出するのが困難な場合などに合理的な推定により得られた数値を使用できることはその配慮のひとつと考えられます。ただし、必ずしもあらゆる食品に対して公的なデータベース等が整備されているわけではなく、また、推定値を記載する場合には表示値が推定値であることも合わせて表示しなければならない等の制限があります。

栄養成分表示義務化により事業者にとっては負担が増えることとなりますが、分析の低コスト化、公的データベース等の整備が進めばデメリットは小さくなり、消費者一人一人が栄養成分表示を活用した健康を意識した食習慣の改善につながればそのメリットはさらに大きくなっていくと考えられます(図2)。

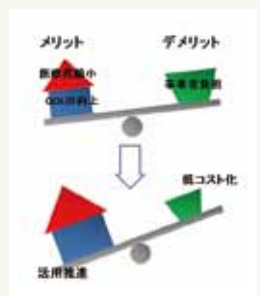


図2 栄養成分表示のメリット・デメリット

3. おわりに

当センターでは8月24日に「食品表示の概要と対応」と題して食品・バイオ技術セミナーを開催しましたが、セミナー資料提供や栄養成分分析等のご相談にも応じますので、関心のある方はお気軽に下記までお問い合わせください。

※参考文献: 消費者庁「栄養成分表示検討会報告書」